

市議会 2 月定例会 行政報告（2 月 2 7 日）

市議会 2 月定例会にあたり行政報告いたします。

肥料取締法違反に係る損害賠償額の決定について

1 2 月定例会におきまして御報告いたしました、肥料取締法違反に伴う、出荷自粛及び新潟県特別栽培農産物認証（玉ねぎ）の取り消しによる損害賠償につきましては、1 月中に全ての支払いを完了いたしました。その後、新潟県特別栽培農産物認証（米）についても損害賠償額が確定しましたので、ご報告いたします。

新潟県特別栽培農産物認証（米）が取り消されたことにより損害を受けられた方は 5 名で、損害額は 7 9 9, 4 2 3 円となり、これは対象者への聞き取りや書類調査によって算出した実害額であります。

今議会におきまして、損害額を補正予算として提案させていただいており、議決後、示談の締結及び賠償金のお支払いをする予定であります。

なお、販売済みである違反した肥料につきまして、1 1 月の肥料取締法の公定規格の改正により、特殊肥料としての使用が可能となったところでありますが、回収の意向確認を実施したところ、希望者が 4 7 名おり、うち 1 3 名につきましては既に回収を終えております。残りの 3 4 名の方々につきましても、年度内に全ての回収を終える予定であります。

議員並びに市民の皆様は、多大なご心配とご迷惑をおかけしておりましたが、以上の対応により、肥料取締法違反に係る損害あるいは補償についての対応措置を全

て完了することになります。

以上、行政報告とさせていただきます。